平成２６年（フ）第２００号
大津市石山寺３丁目５番１号　ファインビュー石山１Ｄ、前住所大津市関津６丁目20番５号
債務者　田中仙太郎
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４８２号
兵庫県三木市吉川町大沢25番地の20　サニーヒル吉川202号
債務者　佐藤由美子
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３６６号
兵庫県芦屋市高浜町４番２―844号
債務者　河野　賢治
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２２４号
広島市中区大手町５丁目７番６号
債務者　佐伯　弘美（旧姓松宮）
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４８０号
広島市西区鈴が峰町30番３―504号
債務者　金澤　正義
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７１号
宮城県大崎市古川中里５―20―20　レオパレス葉音205号室、住民票上の住所青森市問屋町１丁目２番21号　ＴＡＰシリーズ問屋町103号
債務者　浅田　憲一
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第７３号
宮城県大崎市古川江合本町１丁目１番56号　ユートピア江合Ａ棟１号
債務者　佐々木利紀
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第７４号
宮城県大崎市古川江合錦町３丁目１番10号　ステップ１―205号、従前の住所宮城県大崎市古川江合錦町３丁目１番10号　ステップ１―102号
債務者　加藤八千代
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第７６号
宮城県大崎市古川大幡字谷地田78番地２
債務者　村上真由美
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第９６号
秋田県男鹿市男鹿中山町字下芋ノ沢13番地
債務者　清水　　正
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７４号
長野県下高井郡山ノ内町大字平穏4106番地49726号室
債務者　小助川　守
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１３４号
静岡県富士宮市宮原412番地の５　コーポ大塚202号室
債務者　渡邉　政美
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第８４９号
名古屋市守山区小幡５丁目10番16号　第２野村ビル103号、従前の住所岐阜県多治見市西坂町５丁目150番地
債務者　原　　幸司
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３３０号
北九州市八幡西区則松１丁目９番12号コーポ優102号
債務者　一小路年明
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１９１号
宮崎市大字芳士981番地３　サンコーポ101号、前住所宮崎市松橋２丁目９番11号　江川コーポ103号
債務者　宮園　健治
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１７１号
鹿児島県鹿児島市田上５丁目50番２号
債務者　福村　拓哉
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第４８号
鹿児島県姶良郡湧水町川西3089番地３
債務者　宮﨑　敬輔
1　決定年月日時　平成26年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係